

第1章 事業計画の概要

1. 事業名称

(仮称)木曽川右岸道路(南部ルート)建設事業

2. 事業者の氏名、住所

氏名：長野県知事 田中康夫

住所：長野県長野市大字南長野幅下 692-2

氏名：上松町長 佐々木 金三

住所：長野県木曽郡上松町駅前通り 2-13

氏名：南木曽町長 楯 種臣

住所：長野県木曽郡南木曽町読書 3668-1

氏名：大桑村長 長岡 始

住所：長野県木曽郡大桑村大字長野 2778

3. 事業の種類

事業の種類：道路の新設

4. 事業の目的

木曽地域の道路網は、唯一南北方向に通る国道 19 号への依存度が極めて高い構成となっています。そのため、国道 19 号での交通事故や災害などによる通行止によって、地域の生活・経済・観光などすべてにわたり、その被害を沿線地域がまともに受けてしまうという現状にあります。

このような状況において、地域住民や企業などからのアンケートによる要望や地域振興への提言などを受け、「木曽地域振興構想」が平成 2 年 3 月に策定されるとともに、交通ネットワーク構想の中に「木曽川右岸道路」としての位置付けがなされました。その後、この構想をもとに平成 7 年 7 月に「木曽地域道路網構想調査」の成果が報告され、木曽川右岸道路についての具体的な提案が出されました。

現在、木曽川右岸道路の一部区間での工事が進む中、より具体的な計画を住民参加のもとに進めるため、長野県庁内に「木曽川右岸道路建設促進プロジェクト」が編成され、それを受け木曽郡内の町村ごとにもプロジェクトが編成されています。

平成 13 年 2 月の「木曽川右岸道路に関する打合せ会議」開催をはじめとし、町村ごとに「木曽川右岸道路について語り合う住民集会」や「アンケート調査」を行ってまいりました。その後、住民参加型の「右岸道路づくり委員会」を町村ごとに組織し、ルートやコンセプト等の検討を進めることとしています。これからも、合同委員会や部会などで議論を重ね、計画段階から住民の皆様と行政が連携しながら、より安全で便利な生活道路を建設するために事業を推進してまいります。

木曽川右岸道路建設事業は、以下の 3 つのコンセプトで計画しています。

木曽地域の住む人たちが、日常生活を営むうえで、安全で利便性よく使える「生活道路」であり、交通事故や自然災害等の緊急時における「国道 19 号の迂回路としての機能も考慮した道路」である。

整備に当たっては、「景観」に配慮しつつ生活環境に優しい道路とする。

事業効果を高めるため、工事完成区間から「逐次使える」ようにする。

「平成 14 年 11 月 木曽川右岸道路づくり合同委員会」にて決定

5. 事業の内容

5.1 実施場所

図 1.5.1に地域の概要図を示します。

事業の実施場所を「対象道路事業実施区域」とします。対象道路事業実施区域とは、計画された目的に応じた機能を有する対象道路の他、土地の形状の変更を伴う計画道路の付属物及び工事中の改変地域を含む範囲とします。

対象道路事業実施区域及びその周辺地域を「調査区域」とし、本事業による「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」の範囲とします。調査区域は、対象道路事業からの広域的影響を把握するため、事業実施区域から概ね片側3km程度を含む範囲とします。図 1.5.2に調査区域を示します。なお、岐阜県については、広域的影響が想定される「景観」要素の現地踏査により影響がないと判断したため、調査区域外としました。

また、表 1.5.1に示す対象道路事業実施区域が存する2町2村を「調査対象地域」とし、本事業による関係地域の範囲とします。統計など町村単位で地域の概要を述べる事項については、調査対象地域を対象として記載します。

(仮称)木曾川右岸道路(南部ルート)建設事業

起点：長野県木曾郡上松町 登玉

終点：長野県木曾郡南木曾町 田立

表 1.5.1 対象道路事業実施区域が存する市町村名(調査対象地域)

県名	市町村名
長野県	木曾郡上松町
	木曾郡南木曾町
	木曾郡大桑村
	木曾郡山口村

図 1.5.1 地域の概要図

- ・対象道路事業実施区域
- ・調査対象地域
- ・調査区域

記載の 1/20 万の図面作成。

図 1.5.2 調査区域図

- 1/50,000 の図面
- 実施区域図及び計画路線を記入

5.2 規模

5.2.1 道路延長

延長：約 22Km (内、森林等区域延長は、現段階において計測可能な森林区域延長の約 11～15Km を想定しています。)

5.2.2 車線数

車線数：2 車線

5.2.3 設計速度

設計速度：40Km/h

5.2.4 計画交通量

現段階において、計画日交通量は 5 千台 / 日 (平成 26 年) を想定しています。

5.2.5 道路構造

道路区分：現段階において、第 3 種第 3 級を想定しています。

道路区分の種・級は、道路構造令 (昭和 45 年 10 月 29 日号外政令第 320 号) の規定により、道路の種類とその道路が存する地域及び計画交通量によって決定されます。表 1.5.2 より、木曾右岸道路は道路の種類として「その他の道路の別」に該当し、道路の存する地域が「地方部」であることから第 3 種道路となります。

また当該計画道路が「都道府県道」「市町村道」に相当し、計画交通量を 5 千台 / 日と想定しており、「山地部」に存することから第 3 級道路となります。

以上から道路区分は第 3 種 3 級と規定されます。

表 1.5.2 木曾川右岸道路の道路区分の想定理由

道路の種類		道路の存する地域		計画交通量 (単位 1 日につき台)				
		地方部	都市部	20,000 以上	4,000 以上 20,000 未満	1,500 以上 4,000 未満	500 以上 1,500 未満	500 未満
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別								
高速自動車国道及び自動車専用道路		第 1 種						
その他の道路の別		第 3 種						

道路の種類		道路の存する地域の地形		計画交通量 (単位 1 日につき台)		
		平地部	山地部	20,000 以上	4,000 以上 20,000 未満	1,500 以上 4,000 未満
一般国道	平地部	第 1 級	第 2 級	第 3 級		
	山地部	第 2 級	第 3 級	第 4 級		
都道府県道	平地部	第 2 級		第 3 級		
	山地部	第 3 級		第 4 級		
市町村道	平地部	第 2 級		第 3 級	第 4 級	第 5 級
	山地部	第 3 級		第 4 級		第 5 級

出展) 道路構造令の解説と運用 (平成 2 年 10 月 26 日 社団法人 日本道路協会)

5.2.6 道路断面形状

木曾右岸道路の標準断面形状は、図 1.5.3に示すとおりです。

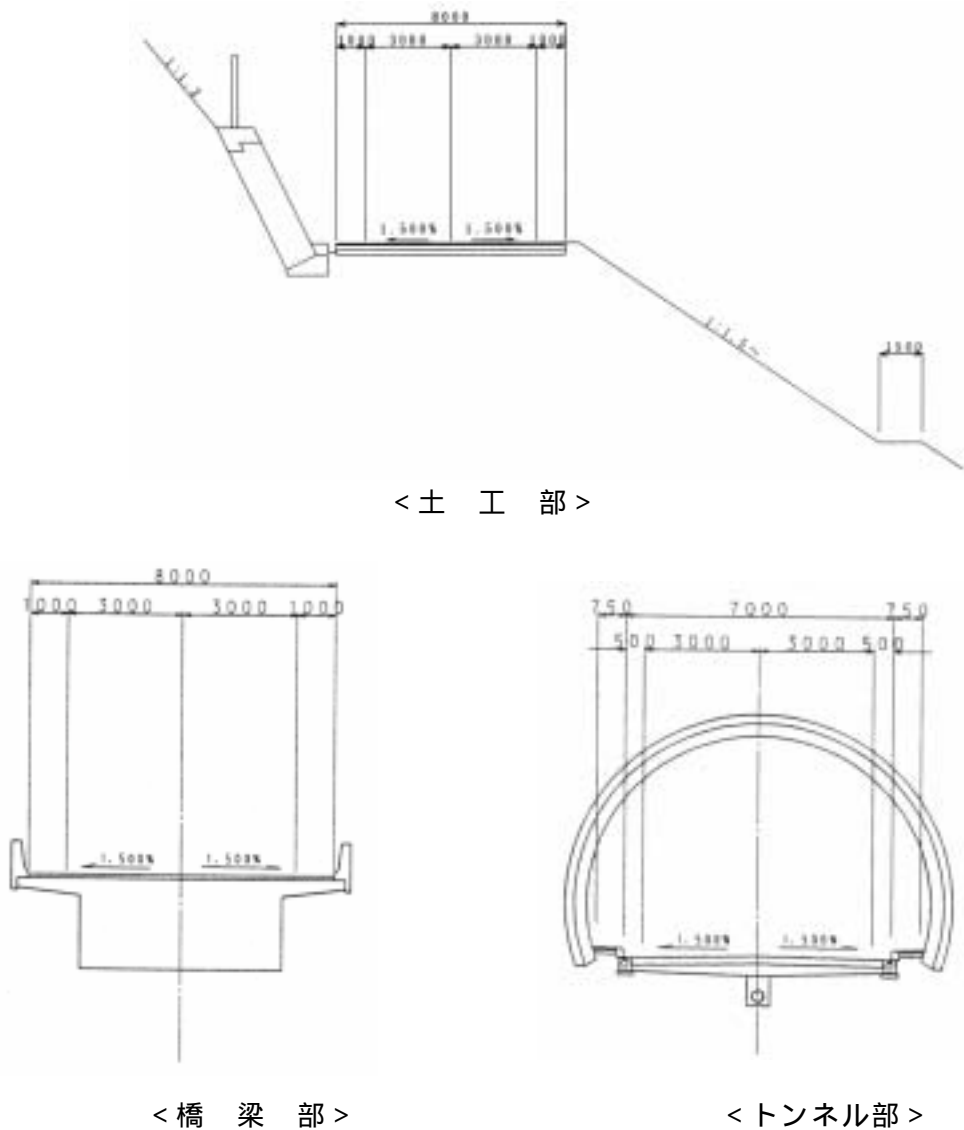


図 1.5.3 標準横断面図

5.3 実施予定期間及び事業計画

本事業においては、「木曾川右岸道路について語り合う住民集会」や「木曾川右岸道路づくり合同委員会」を実施し、木曾川右岸道路に対する住民意識について把握するなど、計画段階から住民と行政が連携して事業を推進していこうという仕組み（P I：パブリック・インボルブメント）を導入しています。

現在、計画ルートについて住民と行政の相互理解が図られた段階であり、実施予定期間及び事業計画等の具体的な内容については、今後のP I等を通じて整備していく所存です。